

会 議 録

会議の名称	第4回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援係長 福井 英雄 子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子 児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女
開催日時	令和3年3月1日（月）午前10時から正午まで
開催場所	上之原会館 集会室AB
出席者	部会長 水津 由紀 委員 小川 順弘、長岡 好、古源 美紀、鈴木 隆行 コンサルタント 桑原 大実 アドバイザー 喜多 明人、半田 勝久
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
会議次第	
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名 (主な発言) (要旨等)	別紙のとおり
提出資料	(1) 次第 (2) 資料12 部会委員意見一覧 (資料9の更新) (3) 資料13 小金井市における (仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方 (案) (4) 参考 部会報告書 (案)
その他	

第4回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会 会議録

令和3年3月1日

○水津部会長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第4回子どもの権利部会を開催いたします。本日、石川委員がまだお見えになっていないので、恐らく御欠席ということでよろしく願いいたします。あと、半田先生は画面上でございしますが、御参加いただいております。あと喜多先生にも御足労いただいておりますので、よろしく願いいたします。

時間をもったいないので、早速議論に移っていきたいと思います。まずその辺りの資料説明を事務局からお願いします。

○児童青少年係長 まずは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第と、資料12、部会委員意見一覧、それと、資料13、小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）、それと参考として、本体会議の報告書（案）となります。御不足等は大丈夫でしょうか。

まず資料12についてですが、こちらは、資料9で、第2回まで反映していた資料9に第3回でいただいた御意見を追記して更新したものとなっております。前回は、既に実施している他市へのヒアリングの結果ですとか、半田先生から世田谷区の実績報告書の提供を受けまして、相談から救済の流れなどを御紹介しながら、具体的なイメージの基、本市において必要な役割や権限等について御審議いただきました。

そして、これまでの議論を基に、子どもオンブズの基本的な考え方をまとめたものというのが資料13となります。

資料13については、桑原さんから説明をお願いします。

○桑原コンサルタント それでは、資料13について御説明をしたいと思いますが、まず1月の始めのほうに、皆さんに既に第1案としてお送りをさせていただいた際に、お送りしていたものから変更になった部分について今回、赤字、下線にしておりますので、そこをかいつまんで御説明したいと思います。

まず2番目の囲いの（仮称）子どもオンブズパーソンの職務及び責務の部分になりますが、①の部分です。「権利の救済」の「権利」というところを赤字、下線にしていますが、ここが以前は、何を救済するのかというところが不明確になっていたので、子ど

もたちの権利を救済する、権利につなげていくよというところを明確に修正をいたしました。

それから、2番目の「子どもの権利侵害を取り除くために、調査、是正のための勧告等を行います」というふうに、「是正のための」に下線をさせていただいていますが、ここは以前は「調整」というものが入っていたんですが、こちらではなく、次のページのところで「調整」については詳しく記載をし、ここでは何のための勧告なのかということが分かる文言に修正をさせていただいています。

次に③、「子どもの権利の周知啓発を行い、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行います」の「文化及び社会」を赤字、下線にさせていただきました。ここは、以前は、「地域の文化づくり」というような文言になっていたかと思うんですけども、今回は、「文化」というものが風潮や精神という部分が多いということに基づいて、啓発や広報をしていくことで、子どもの権利が根づいていって、その根づいた上で、子どもの権利を実現できる文化や社会づくりが目指せるのではないかというふうに、再度資料作成のところで再検討しまして、「文化及び社会」という文言に修正をさせていただきました。

次に、責務の②です。「子どもの権利救済の過程で知り得た相談者の情報について、守秘義務を負います。その職を退いた後も同様とします」を下線とさせていただきましたが、「子ども本人が望まない情報については、聴取、開示しません」というふうに以前はしていたんですが、もっときっぱりと守秘義務を負うことを示した文面に修正をさせていただきました。

続きまして、相談・申立ての枠に移ります。

②、「(仮称)子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てがあった場合はこれを受理します」の「受理します」に赤線をさせていただきましたが、ここが以前は「受理することができます」となっていたんですが、相談及び申立てがあった場合は、まず必ず受理しますということを明確に示した文言にするために、ここは「できます」から「します」に修正をかけました。

それから、③、ちょっと長いので、一番下の赤字だけ読みますが、「適切な機関に引き継ぐように努めます」と修正をしました。以前は「引き継がなければなりません」という子どもオンブズの範囲が、ちょっと責任がかなり重要になってしまうような文言になっていたのですが、もちろん重要なんですけれども、引き継ぐように努めること、ま

ずは、市内の子どもたち、市内に通っている子どもや市内に住んでいる子どもたちをメインに考えているということがあるので、ここは子どもオンブズの範囲というところを鑑みて、「努めます」という文言に修正をさせていただいております。

それから、④ですが、ここは1月の第1案をお送りした後に、古源委員のほうから、小金井市として18歳以上の若者に向けた相談支援という現状がなかなか見えづらい現状ということを鑑みると、「適切な機関に引き継がねばなりません」というような文言であると、子どもオンブズにはハードルが高いのではないかというような御意見をいただきました。切れ目のない支援のための連携先ということを探すということが、子どもオンブズにもとても大変なのではないかということもありまして、子どもオンブズは、あくまで、確かに、18歳未満ということもございますので、赤字、下線のように修正をさせていただき、「しなければならない」という強いしぼりのない形に修正をさせていただきました。

続きまして、2ページ目の調査・勧告等の⑤になります。ここは、「説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関以外のものは、その要求に対して可能な限り協力するよう努めなければなりません」ということにしています。「市の機関以外のものに対して」というところが要になりますので、市の機関と同程度の対応を求めるのではなく、努力して、協力してもらうようにというような文面に修正をかけております。

その下の調整の部分です。ここは、「(仮称)子どもオンブズパーソンは、相談の結果、関係の再構築など必要があると認める時は、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促し子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます」というように文言を大きく変えております。ここが「必要があると認める時は、子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます」としていたんですが、子どもの声や思いというものをオンブズが代弁しながら、擦れ違っている子どもとか大人というものを橋渡しをしてあげたり、関係を再構築していくという働きがオンブズの重要な調整の箇所になりますので、このような文面に修正をさせていただきました。

次に、勧告等の③の部分ですが、ここも市の機関の者に対する文言になりまして、以前は「適切に対応しなければなりません」としていたんですが、市以外の機関ということもありまして、協力する、努力をしましょうというレベルでの言い方に修正をさせていただきました。

次の報告の③についても、市の機関以外の者に対してということから、「しなければ

なりません」という文言だったものを「するよう努めなければなりません」という文言に修正をいたしました。

それから、その他については、新設ということになりまして、子どもオンブズパーソンの職務を補助するための調査相談員というものを置くこと、それから、子どもオンブズパーソンの活動について毎年活動状況を報告書などにまとめて、市民や市長に報告、公表をしていきますということを示させていただきました。

3ページ目に移りたいと思います。ここでは、相談から解決までのイメージということで、図式化をさせていただいていたのですが、まず一番最初の文章の部分です。

「(仮称) 子どもオンブズパーソンでは、子どもたちの様々な悩みについて相談を受け、適切な助言や支援、調整を行うことで子どもたちの救済に取り組みます」、まず、ここで「取り組みます」ということを下線にさせていただきましたが、ここは、前は「目指します」というふうにさせていただいたんですが、子どもオンブズの使命というのが、救済に向けた活動というものを軸としていますので、「取り組みます」という文言へ修正しております。

次に、「また、相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立て等に基づいて子どもの権利の実現に向けて、調査や調整を行います」、この「権利の実現」についてというところを下線にしていますが、「最善の利益の実現に向けて」と前の資料ではしていたのですが、本資料では一貫して、こういった文言を「子ども権利の実現に向けて」という文言で統一を図っております。

次に、「調査及び調整後、必要に応じて、勧告や意見表明等を行い、解決を目指します」、この「行い、解決を目指します」のところですが、「意見表明などが発せられる場合があります」というふうに前の資料ではさせていただきましたが、相談から解決までの流れを説明する文言ということで、このような文言に修正をさせていただきました。

それで、具体的な相談から解決までの図式についてなんですけれども、まず相談の一番上の部分は、「相談(調整)」というような表記にしておりましたが、今回、「相談」と「調整」は別立てにさせていただきました。相談から左側に伸びている「支援等」についてですが、ここは新たに入れさせていただきました。相談をした後で、子ども達に必要な支援、例えば、一緒に解決方法を考えていくなどといったことをまとめて「支援等」というふうに表記をさせていただきました。

相談から右側に2つ伸びている「権利救済の申立て」、「オンブズの自己発意」の下

にある「調査・調整」の部分ですけれども、ここに出てくる「調整」については、具体的にどんなことを表すのかというのを下の米印で表記を付記させていただきました。

米印では、「相談だけでは解決できず、申立てによる調査を行う過程等において、当事者間の中で意見の食い違いが起きないように、（仮称）子どもオンブズパーソンが間に入り、双方の気持ちを聴きながら調整していくことを指します」というような文言にさせていただきました。

また、右側の文章の説明のところの「調整や調査ってどんなこと？」というところの3パラグラフ目、「また、関係の再構築など必要があると認める時は」というところを赤線とさせていただきましたが、これは2ページの「調整」と合わせる形に文言を修正させていただきました。

そして、最後4ページ目の大きな図ですが、これは新たに入れさせていただきました。こちらの図は、子どもの権利の実現に向けて、小金井市で子どもオンブズパーソンがどのような役割を持ち、また、小金井市内とどのように関わっていくのかということイメージ図として表現したものになります。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○児童青少年係長 最後に参考として配付した報告書（案）についての御説明を簡単にさせていただきます。

現時点では、先ほど桑原さんから説明していただいた資料13を今回いただいた意見で修正したものを別添でお示しするような形で、部会からの報告という形を考えております。

皆様からいただいた御意見についても、資料12、更新しておりますが、これもまた更新する形で別添するという形で考えております。

本日皆様に御審議いただきたい点としましては、部会前にも御説明させていただきましたが、権限を持たせた制度とするための条例化に向けて必要な機能の部分、それと、資料13の4ページ目でお示しを新たにさせていっている文化及び社会を実現するという目的について集中的に御議論いただき、今年度の最後の子ども・子育て会議にて報告ができるよう、まとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 基本方針の丸3つ目の説明をしてください。

○児童青少年係長 大変失礼いたしました。

資料13の基本方針の②の補足説明が抜けておりましたので、説明をさせていただきます。

ます。

こちら元が、1回目に皆さんにお配りしたときには、「子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現することを目的とした子どもの権利の救済者及び代弁者です」という書き方になっていたんですが、この「救済者及び代弁者です」というのがいまち意味が分からないというような御意見をいただきました。

「子どもオンブズパーソンとは」で始まっていたんですが、こちらに関しては、基本的には、子どもオンブズパーソンの基本方針になりますので、オンブズパーソンはどうするのかというところを書くために表現を変更しております。

下線の部分が変わったところです。「子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます」、それが子どもオンブズパーソンだというのが分かりやすいように、修正をさせていただいたところです。

それと、皆様にお配りしている資料については、1案目を配付した関係がございまして、下線などで修正箇所が分かるようにさせていただいておりますが、正式な資料といたしましては、下線を除いたものを資料としてホームページ等に公表をさせていただこうと思っております。

資料の説明は以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

今、事務局から本日は、3月24日に開催される子ども・子育て会議に報告する内容をまとめたいということでしたので、資料13についての御意見をいただきたいというふうに思っております。

何か御意見がありましたらお願いします。

どうぞ。

○鈴木委員 簡単なことからなんですけれども、資料13の3ページ目の公式文書って公開されるんですよね。ここの中で書いてある子どもオンブズパーソンというのは制度ではなくて、今までずっと制度で任命された人として、日本語として書いてあったんですけれども、「子どもオンブズパーソンでは」と書いてあるのはおかしいのではないかと思います。

○児童青少年係長 なるほど。確かにそうだと思います。

○鈴木委員 2か所ぐらいそれがあるので、一番最初とこの四角の中の最初の文章ですかね、なので、この「では」というのは「は」にしてもらいたいというのが1つと、あと同じ枠の

中の「また、関係の再構築など必要があると認める時は」というのは、何か変な意味じゃないですか。「関係の再構築などの必要がある」ということで、ちょっとこの推敲を少ししたほうがいいと思います。

○水津部会長 ありがとうございます。この「で」は確かに要らないと思うのでオーケーなんですけれども、関係の再構築のところは、前田さん、何か意図があれば。半田先生に……。

○児童青少年係長 半田先生、この関係の再構築など調整の部分の説明部分についてお願いしてもよろしいですか。

○半田先生 今の委員の意見は、「関係の再構築など、必要があると認める時は」というのを、ちょっと文章上の表現を工夫したほうがいいというお話でしょうか。

○鈴木委員 はい、そうです。

○半田先生 どんな感じに？

○鈴木委員 すいません。「関係の再構築などの必要があると認める時」じゃないですか。

○喜多先生 「の」が入っていないんですね。

○半田先生 なるほど。

○水津部会長 ここに「の」が入ると意味合いが変わるとか変わらないとか、というのがあれば。

○鈴木委員 そうですね。それがちょっと気になりました。

○半田先生 僕のほうからは特にありません。

○児童青少年係長 今の鈴木委員の御意見について補足させていただきます。

まずこの「調整」という言葉、活動について皆さんもいまいち理解が及ばない部分が多々あったのかなと思います。もともとお伝えしていた資料では、「当事者間での解決が困難だと判断した場合は、子どもオンブズパーソンが間に入って調整を行うことで相互理解を深め解決を目指します」というような説明だったんですけども、この調整活動というのは、間に入る、当事者間での意見の食い違いがあったときに、それぞれがそれぞれどう思っているのか、相互理解を促したり、相互に尊重できるような形というのを一つの解決として目指しているの、裁判所とか弁護士さんとかの言う抗争のような、利害関係が対立しています、どちらかの味方ですというような解決方法ではないんだよということを示していきたいということで、今回、関係の再構築のほうの主眼に置かれている、白黒はっきりさせること目的としている機関ではないんだよということをお伝えしたくて、こういった文言に変更をさせていただいているところです。

鈴木委員のおっしゃっているとおり、「など」というか、この具体例が1つしかない

ので、「関係の再構築などの」で問題ないかとは思いますが、もし「関係の再構築などの」でも意味が分からないということであれば、ほかの今お伝えしたような弁護士とかのする、白黒つけるような解決を目指していないんだよというような例えを、別に入れる必要があるのかなと思うんですが、これでは足りない感じですか。

○鈴木委員　そこに関してはいいと思います。「必要があると認める」なので、「の」は必要だと思います。

「関係の再構築の必要がある」ではなくて、「関係の再構築などの必要がある」かどうかというのは、僕は「など」でもいいと思うので、そこに関しては特に異論はないです。

○児童青少年係長　ありがとうございます。

○水津部会長　「の」とかは入ったほうが分かりやすいということであれば。

○児童青少年係長　参考になります。

○半田先生　よろしいでしょうか。

○水津部会長　お願いします。

○半田先生　ありがとうございます。

今の前田さんのお話を踏まえて、一番下のアスタリスクのところなんですが、「相談だけでは解決できず、申立てによる調査を行う過程等において、当事者間の中で意見の食い違いが起きないように」と書いてあるんですが、これは多分、基本的には意見の食い違いが起きていて、それを調整しようとしても難しいことが多いかなというふうに思うし、その後のところで、「双方の気持ちを聴きながら」というところだと、例えば、関係機関と子ども間で、なかなか意見の食い違いが起きている場合など、双方の気持ちを聴きながら調整していくとなると、いやいや、オンブズというものは、やはり子どもの気持ちとかに寄り添うということが原則で、関係機関等の中に入った中立の立場で調整していくわけではありますが、基本、子どもの気持ちということを尊重すると、この部分の表現を、「当事者間の中で意見の食い違いがある場合などに、（仮称）子どもオンブズパーソンが間に入り」、双方のところを、「子どもの気持ちを尊重しながら調整していくことを指します」、「双方の気持ちを聴きながら」というのを「子どもの気持ちを尊重しながら」にするほうがよろしいかなというふうに思います。

○水津部会長　ありがとうございます。

○児童青少年係長　ありがとうございます。

調整活動、私の説明と半田先生の説明を聞いて、どんなものかというイメージについては、皆さん、具体的にというか一定同じようなものを思い浮かべていただいているという理解で大丈夫ですか。もうちょっと調整活動について、これだと具体的にイメージが浮かばないから別の文言も追加してほしいとか、これはこういう意味で読み取りましたが大丈夫ですかとか、多分ここで出てくることというのがほかの一般の市民の方たちも疑問に思うことだと思うので、お伝えいただきながらこれを修正していけたらいいなと思うんですけれども。

○水津部会長　今の半田先生の言われた文章をもう1回言っていただけますか。

○児童青少年係長　分かりました。

米印で枠の中の一番下に、半田先生が修正（案）として提示していただいたものから読ませていただきます。

「相談だけでは解決できず、申立てによる調査を行う過程等において、当事者間間で意見の食い違いがある場合などに、（仮称）子どもオンブズパーソンが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら調整していくことを指します」、これが調整の意味でよろしいでしょうか。

○水津部会長　いかがでしょう。

喜多先生。

○喜多先生　文章としては、もうそれでよければ、要するに、僕はこの本を紹介している意味は、まさに調整活動の基盤、重要な中身だと思っています。この本の中に、例えば、紹介してある事例で、僕自身が相談に乗ったもので、都内のある小学校で、健康診断で上半身裸になって診断を受けさせられている小学校があって、女の子たちが恥ずかしがってやめてほしいということを出したんだけど、学校側は毎年常時でやっているんだからという、そんなときに、やっぱり子どもの気持ちを尊重しながら、そういう健康診断のやり方を改めさせていく調整が必要なんです。そういう調整役というのは、恐らくオンブズがいれば、そういう調整役ができるんじゃないかと。

ハラスメントというのは、自分ではいいことをしているというか、子どものためにやっていると押し込んでいるんだけど、実は子どもが苦しんでいるという、そういうケースを調整していく。

調整は、決して、さっき言ったように利害対立者ではなくて、よりいい関係をつくっていくため、先生と子どもとのいい関係をつくっていったり、あるいは親子関係をいい

関係につくっていくために、しかし、実際には、無意識に相手を傷つけているというところを調整できるというのが、実はこのハラスメントの非常に大事な部分で、恐らくこのオンブズでの調整活動というのは、そういう形で機能していくのではないかと思うんです。必ずしも人権救済の申立てをしなくてもいいんです。その前の段階での調整で、お互いの行き違いを解決できるのではないかと。そんなところをちょっと補足、調整が大事だからこそ、オンブズや専門調査員の役割というのは、そういう意味ですごく力量が求められていくのではないかということです。ちょっと追加です。申し訳ないです。

○水津部会長 ありがとうございます。

その調整の役割のことに關しては、皆さん、イメージを共有していただきましたでしょうか。

○鈴木委員 はい、よく理解できました。

○小川委員 資料を頂いていて、今日、意見を言わせていただきたいなと思ったところだったので、というのは、半田先生もおっしゃっていたように、「当事者間の中で意見の食い違いが起きないように」って、起きているのにどうということなのというのがまずありました。

それから、「子どもの気持ちを聴きながら」というところは、この会でもずっと基本的なスタンスだったので、ここがきちんと入っているようにすることはいいのではないかなという意見を言おうと思って今日はここに来たわけで、私は、これでいいかなと思いました。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

半田先生は何かありますか。

○半田先生 ありがとうございます。

(仮称) オンブズパーソンの職務及び責務のところとも関係してくるのかなというふうに思うのですが、2つ目の枠のところの①と②のところなんですが、一番下の図表とどう合わせるかということで、改めて見直していたんですけども、まず①のところ、「子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援、調整を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指すことで、権利の救済につなげます」、②のところは、「子どもの権利侵害を取り除くために、調査、是正のための勧告等を行います」というふうに書いてあります。この調整を①に入れるか②に入れるかというところを、少し御検討いただくといいのかなというふうに思いました。

相談から解決までの一番下の図だと、調整というところは、「相談」、「権利救済の申立て」、「調査・調整」というふうに書いてあります。そして、相談から左から2本目の矢印だと「相談」、「支援等」などというふうに書いてあって、この「支援等」のところに、この調整的な役割も入るかなというふうに思うわけですが、この下の図と合わせるとすると、①のところを「相談に応じ、必要な助言や支援等を行うとともに」というふうになり、②のところは「子どもの権利侵害を取り除くために、調査・調整、是正のための勧告等を行います」というようにしたほうが、下の図とは合うのかなというふうに思います。

ただ、この「支援等」の「等」の部分に調整の役割も入るので、この①のところに調整が入っているというのはとても理解できるのですが、下と合わせるとすると、「助言や支援等」もしくはこの「等」のところを、調整というものを①、②の両方に乗せるということはあるのかなというふうに思いますが、いろいろ皆さんからの議論の中で「調整」がいっぱい書いてあると、なかなか分かりにくいというようなところの中での修正をしたというふうに思うのですが、そうすると、①のところは「支援等」、②のところに「調査・調整、是正のための勧告等」というふうにしたほうが下とは合うのかなというふうに思います。

何かこの辺りの御議論いただければ幸いです。

○水津部会長 分かりました。いかがでしょう。

○児童青少年係長 今、半田先生のほうから御意見いただきました。調整の位置をどこに表現していくかということなんです、一応、事務局のほうで考えた調整の役割というのは、2ページ目の調査・勧告等に入っている調整活動の説明部分が下地、ベースになるようなイメージをしております。

相談の結果、必要に応じて相互理解を促して、権利侵害を取り除くために行う活動というところで、基本的には申立てがあろうがなかろうが調整活動が必要であれば相手に話を聞き、子どもの意見を代弁する活動は入ってくるものだというふうに想定をしております。

ただ、半田先生がおっしゃっていただいたように、第3回までの議論の中で、調整ってどのタイミングとか、資料13の第1案を御提示させていただいたときに調整が2か所あって、どちらの調整がどういう意味か同じ文言あると分かりづらいとかというお話の中で、今回つくるのは条例化がまずメインで権限を持たせるために、その中の権限

のあるものとして調整活動も入れていかないといけないなというところで、「申立て」、「自己発意」の下の調査の横に「調整活動」を残させていただいて、権限の及ばない部分については「支援等」でまとめさせていただいた資料づくりという形になっています。

半田先生のおっしゃるとおり、場所がふわふわしているのは、そういう悩みながらつくったというところがございますので、皆さんから御意見いただけるとありがたいと思います。

○水津部会長 御説明、分かりましたでしょうか。最初は、調整がもう1個あったりとかもしたんですけれども、そうすると、調整の役割を何か2種類ぐらい書かなければいけなくなって混同するので、この形がやっぱり好きかなということになったと思うんですが、そうすると、半田先生がおっしゃるように、最初の職務の権限のところの調整の位置が、1番目ではなくて2番目のほうがいいのという話なのかなと。

○子ども家庭部長 根本的に相談があって、その後に必要な助言なり、大きくくくれば助言なのか支援なのか、その中に調整というのも役割的には入ってくるというところで。ただ、もともと最初から先生の話聞いていたりすると、相談の中での調整が大事だよというところをよく聞いていたものですので、当初の案として、大体最初の文言的には助言と支援がセットの言葉になって、じゃ、相談のところでも調整というのが大きいよであれば、調整だというところがまず最初の発端としてスタートしてきました。当然その後に調査、調整というものもある。

2つあったほうがすんなり皆様方に入りやすいのか、いやいや、広い意味でという形であれば、上はそれも含まれているんだという形で、今後こういう条例ができたときの解説ではないですけども、それはここも含まれるよという形で整理できればすんなりかなと思っていますし、これを皆様方やいろんな人が見る資料に当たって、どっちのほうがすんなり落ちるかなという視点で御意見をいただければ幸いかなと思っています。

○水津部会長 いかがでしょうか。

○鈴木委員 すいません。ちょっと僕はまだよく分かっていないところがありまして、権利救済の申立てとかオンブズの自己発意があった場合には、条例に基づいてできることが増えるということなんですか。条例化に基づいてできること、できないことという、その辺の理論が少し分からなかったのと、あと、最初の御説明のときの支援などが何だったかというのが早く聞き逃しちゃったんですけども、この辺の関係性が分からなくて、今の議論に取り残されている感じがするので、もう一度御説明をお願いしたいんですけど

ども。

○水津部会長 では、前田さん、お願いします。

○児童青少年係長 まず、条例化をすることで、何か機能、役割、権限が増えるのかという部分についての御質問です。

そもそも条例化をしていこうというふうに考えたところの大きな理由としては、幾ら相談しますよ、してくださいと言ったところで、実際に笛を鳴らせるというか、警告を与えられるような権限がなければ、実効性のある救い、救済にはなっていないだろうというところがまず根底にあります。イメージとしては2段階層で私はイメージしているんですけども、下の階はどんなことでも相談していいよ、傾聴するよという相談機能、ここでも必要があれば調整活動もしていくよ、こうしたらいいと思う？と言われたら助言もしていくよというのが下層。

そういった本人との対話や権限のない部分での調整活動で、救済できない権利侵害に当たっては、申立てなりオンブズの自己発意なりにより、正式な活動と言ったらあれですけれども、正式なルートにおける、市から答申を受けて、それについて審議をして報告をしますよみたいな公のルートに乗せて、その権限に基づいて、調査に必要な書類を提出してくださいとか、事情聴取をしますとか、そういったことを向こうが拒否しても求めていくことができるようになる。それまでは善意の段階で、相手に話に乗ってくれる心があって初めて対話できていた部分が、相手に対話する意思がなくても入っていくようになる。それが条例化による権限というか、役割強化の部分になっていまして、その結果、意見表明であったり、是正の勧告であったり、そういったものをしながらどう改善したかまで追えるようにしているのが条例化の主な役割になります。

これで大丈夫ですか。

○鈴木委員 分かりました。そうだとすると、今、半田先生が御指摘してくださいました職務及び責務の①、②のところというのは、申立てのあるなしというか、権限を発動できるかどうかということで分けて、もう少し踏み込んだ文言にしてもいいのかなと思うんです。最初は自由に相談なり助言なり支援なりするという段階が①だとしたら、②には、例えば申立てとか自己発意に基づいて、もうちょっと権利を行使してアクションを起こさなければいけないというのを職務及び責務として書いていいんじゃないのかなと思いました。

○児童青少年係長 そこについてはかなりほかの自治体も悩んでおりまして、最終的にオンブズが目指

したいのはその子の幸せであって、白黒つけることではないんですけれども、あまり権限を振りかざして持っていくと白黒つけたがっているとかいうところが出てくるというところで、連携の仕方として強い文言が入り過ぎているとちょっと難しいという実情を抱えている他市の意見というか、感想なども出てきておまして、悩ましくこの文章が今、出来上がっているところでございます。

半田先生、いかがですか。

○半田先生　今の議論の中では、もちろんこの調査の権限ということに関しては、その下の2ページのところの調査・勧告等のところに、条例によりこんなことができるということは示されているのかなと思います。この職務、責務のところはもちろん、下の調査・勧告等に重なってしまいますが、ここでは前田さんがお話しされたように書くとする、②のところの「子どもの権利侵害を取り除くために、調査、調整」という、ここに調整を1つ入れておくだけでいいのかなと。上の①のところ、「支援など」とするか、「支援、調整など」とするか、「支援、調整」のままにするかでもいいかなとは思いますが。一番短い修正をするとすると、②のところに「調査、調整、是正のための勧告等」ということで調整を入れればいいのかという気はしました。

○水津部会長　ありがとうございます。そうですね。この表のときに調整がもっとあったものを分かりにくいと言ったのは私なんですけれども、この図だけで解釈すると、救済の申立てをしなければ調整に入らないように見えてしまうのもちょっと問題だなとも思ったので、ただ、この図の中にまた2個入れるのはちょっと煩雑になってしまうので、職務の①のところに調整という文言が入っているとクリアできるかなと簡単に思ってしまったんですけれども、どうですかね。

○児童青少年係長　それは①に調整を残すということですね。

○水津部会長　残したままというのは駄目ですかね。で、②にも調整を入れるというのは、また分かりにくくなっちゃうかな。

○児童青少年係長　1ページ目の職務及び責務及び責務の職務①、②についてです。当初お示しさせていただいた案では、①、②ともに調整の文字を入れさせていただいたところです。その後、皆さんから御意見をいただく中で、①に書いてある調整と②に書いてある調整って同じものを指すのか違うものを指すのか分からないというお話をいただいて、大澤部長の言っていたように、喜多先生もおっしゃっていたとおり、申立てに行く前の調整活動が本来一番子どもオンブズに必要な役割の部分であるというお話は、確かにそのとおり

だろうと個人的には納得し、①のほうに残す、どちらか1個しか入れられないなら①に入れようというところで、今、調整が①に入っているところです。

調整活動が、条例に基づく行使としての調整も、条例に基づかない善意の段階での調整も、やることは同じかなと思っているんですけども、どうですかね。悩んで今この状態なので、皆さん、御意見ください。

○水津部会長　いかがですか。悩んでいる意味は分かりますよね。

○児童青少年係長　2か所に置くのはちょっとなのというのは私も感じました。悪あがきの結果、2ページ目の調整には「相談の結果」だけにして、申立てとかは要らないよというところで、取りあえず説明文は作ってあります。

○子ども家庭部長　仮に条例をつくった場合、2ページ目に調整という言葉があります。これが条文としては出てこなければいけない、つまり調査、調整のほうの役割の取扱いについては、ここは条文で出てきます。その代わり、一番上のほうの相談の後の支援、助言、仮に調整を入れてしまうと、そこで調整とはとかいうのは条文として立つという形にはちょっとなりづらい部分は正直あります。

○児童青少年係長　他市でもこれは悩んでいまして、ほかの自治体では1下層目のほうの調整は継続相談とか継続支援とかいった別の表現で、一方、電話で入っただけじゃない活動がそこに入るんだよということを表記しているところもあるんですけども、継続って、2回目に電話が来たならもう継続じゃないとかちょっといろいろ悩みまして、それは私の中では違うかなと思ひ、そういう言葉は小金井版の場合は出てきていません。

○鈴木委員　よろしいですか。ちょっとさっき途中になっちゃったんですけども、支援という言葉の定義って、この中にはないじゃないですか。それと今言っている条例に基づかない任意の定義、協力による調整というのは同一視できない。つまり支援をそういうふうに定義して、もうちょっと拡大解釈ですけども、だから、①のほうは調整はなくて支援という形にしておいて、その支援の中にはそういう協力を要請するとかいうのをどこかほかで定義しておけばいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○子ども家庭部長　多分目的の次に用語の定義という形になっていくのかなと。そこで、例えばここでいう、最初に支援という形がある支援というのは何々というところの中で含めることはできるのかなという感じになります。

○鈴木委員　多分オンブズパーソンがアクションを起こすかどうかというのを分きたいんですよ。それを知りたいので、調整と言ったら確かにオンブズがアクションを起こしている

感じがするから入れたいんじゃないのかなと思うんですけども、支援というのが相談者を助けるだけじゃなくて、環境を構築する、周りをよくするように働きかけるという意味合いを持つのであれば、それでよいような気がするので、どうかと思いました。

あとは言葉の問題なので、普通はそういう言い方はしないのかということ、ちょっと私は理系なので詳しくないので、専門家の方たちの意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○水津部会長　そうですね。今のだと①の調整を②に持ってきて、支援という言葉の用語説明かな。

○子ども家庭部長　ですね。最初の支援というところと、さっき言ったように支援と助言って大体セットで書かれているので、そこまで入れておくか、広い意味で助言も調整も分かりやすく言えば支援だよ。支援という言葉だけにしておいて、その支援というのは助言も入ったり、あるいは調整も入ったりという形で整理をすることも可能かなと思います。

○水津部会長　半田先生、いかがですか。

○半田先生　世田谷区の考え方というのはそういう考え方になっています。この支援等というところに実質的な調整的な役割ということも入れて、条例上、調整という言葉を使うのは、この調査、調整ということで、申立てがあったり自己発意の上で条例上の権限の中で行う調整のことを調整と言って、相談の延長上の支援等というところに実質的な調整的な役割も入れるという考え方になっております。

豊田とか名古屋もそういう考え方になっていますが、では、実際に運用したときに、1年たちました、年次報告書に調整の数は何回行いましたかとかいう統計資料を作るときに、この支援等と申立て上の調整ということを分けてカウントするということになるのかなと思います。

今までの議論というものは、この支援等のところで実質的に申立ての後行う調整も行っているとする、どちらにも調整を入れておいたほうがいいのではないかということですが、大澤部長の言うとおりの調整というものを条例上2つ入れるとやや法文的には混乱するかもしれないということなので、鈴木委員の言われるような、支援等の中に調整的な役割とか、相手への協力要請とか、そういうものも含まますという定義をするということは、やり方としてはあるのかなと思います。もしそうするとすると、1ページ目の①のところは「必要な助言や支援等」となり、②のところは「調査、調整、是正のための勧告等を行います」となり、下の図の支援等のところにアスタリスクをつけて、支援等の説明を入れるという形になるのかなと思いました。

○喜多先生 ちょっといいですか。調整を申立て以前に残すかどうかの問題なんですけれども、大
体人権救済の申立てをして調査、調整するというケースは1年間を通じて数件。恐らく
議会で報告するときに、数件の救済のためにこれだけの税金を使っているのかという指
摘を受けやすいんです。そのときに、たった1件、2件の申立てで調整をやって解決し
ましたということだけがオンブズの役割じゃないということを議会で説明するときに、
今言ったように申立て以前の調整という活動があるんだということをもっと議会で認識
できるような環境をつくっておく必要があるのかなと思うんです。

実際には申立ては一番、要するに、できれば避けたいわけですよ。同じ教育関係とい
うか、子どもや親や教師の関係の中で、裁判もそうですけれども、そういう人権救済申
立てというのはある意味じゃけんかを売るわけですから、そこはやらないで解決でき
るのが一番いいわけですから、そういう申立て以前の調整とかの部分、あるいは支援、僕
は支援というのはもうちょっとエンパワーメント、子どもが相談したことだけで元気づ
いちゃうこともあるわけですよ。誰かに知ってもらい、自分だけが悩んでいたことを
信頼できる大人に打ち明けたことで、自分で元気づいてエンパワーメントされて解決で
きるというケースもあるわけですから、いずれにしても子どもの救済の場合には申立て
以前が大事だということか、申立てまで行っちゃうと、これはもう制度的な問題、まさに権
限を行使していく。でも、調査権はそのためには必要なもので、実際に大きな事案になっ
た場合には、やっぱり本当にその事件があったのかどうか事実確認するということがす
ごく大事なわけですから、そういう意味では調査権を行使するという、それが条例でき
ちっと根拠づけられることは大事なんですけれども、でも、実際に議会なんかで報告さ
れるときには、非常に申立件数だけで見られてしまわないような配慮は必要なんじゃな
いかなと思うんですけれどもね。

○水津部会長 ありがとうございます。そういう意味では支援等のところを厚くどこかに引用する方
法を考えていただいてということによろしいでしょうか。あと、細かいことはまた事務
局等で直していただいたものを確認という形にさせていただきたいと思います。

あと、文化、社会づくりの部分の御意見の中で修正させていただいたものと、最後の
図のところもあるんですけれども、その辺について御意見はいかがでしょう。

お願いします。

○鈴木委員 多分今おっしゃっているのは職務及び責務の③のところですよ。

○水津部会長 そうです。

○鈴木委員 「子どもの権利の周知啓発を行い」は、オンブズになった人は何をやるのでしょうか。

○水津部会長 何を？

○鈴木委員 周知啓発活動というのはオンブズがやらなければいけないというふうここに書いてありますよね。それはどういう活動をするんですか。

○水津部会長 具体的なところ。

○子ども家庭部長 必ずしもオンブズだけじゃなくて、調査員もやるという形になっています。今、周知啓発は分かりやすく児童青少年係がやっていますけれども、パンフレットとか、去年は10周年でしたので、いろいろイベント、研修とかさせてもらって、やはり認知度が低いという話がありました。一番差し当たっていくと、やはり学校にこういう制度があります、こういう機関ができますという形で、こういう制度のチラシとか権利条例とかいったものを学校に訪問していくという形になるのかなと思います。

ただ、そこまでにオンブズという御紹介を兼ねた形になるので、直接的にオンブズの先生方がメインでやるというところにはならないのかなとは思っていますけれども、基本的にはまず各学校に行く、または相談会みたいな形で会場を借りてやるとか、オンブズも含めて認知度を上げていくような活動をしていくということが基本のスタイルになっていくのかなというところを今考えているところです。

○児童青少年係長 補足なんですけれども、子どもオンブズパーソンという組織というか、基本的な役割が4つあって、そのうちの1つに子どもの権利の広報啓発、学習というところがありましたので、そもそも子どもオンブズパーソンについては、子どもの権利の根づいていないところにはこういう権利があるんだよと知らせていって、困っている子どもに自覚させたりといったことも役割の中には含まれているものというところから、③が今回職務のほうに入っているというところですよ。

○喜多先生 ちょっと補足していいですか。前にも部会で僕が報告したときに紹介したんですけど、例えば体罰を受けている子どもが誰に相談するかという調査をしたら、誰にも相談しない、それが一番安全だからと。だから何かダメージを受けている子どもは、基本的には身を守るために誰にも相談しないというのが子どもの意識だけれども、じゃ、そこで子どもたちが本当に相談できる力はどこからつけていくかという、やっぱりそれは自分に権利があって、これは権利が侵害されているということに気づいて、それで子ども自身がSOSを出せる、つまり助けを求めるということは、その子自身が自分の権利を自覚しないと助けを求められない。

その意味じゃ、オンブズが形骸化しないためにも、子どもたちに権利に気づいてもらってきちっとSOSを出せるような環境をつくらなきゃいけないというのは、オンブズの役割としてもすごく重要な、一般的な普及啓発というよりも、その子がSOSを出せるような意識づけというものが大事なオンブズの役割じゃないかと思うんです。

○水津部会長　　ということですが、どうですか。

○鈴木委員　　日常的な職務としてこういうことがリストアップされていると、ちょっと僕はプロセスが分からないんですけども、市側か何かオンブズをあなたにお願いしますといったときに、ああ、こういう仕事があるんですね、これは自分で計画して啓発活動するんですかというイメージがあるんですが、そういう感じとちょっと違って、何かあったときには協力をして周知啓発に資するというイメージだと聞こえたんですけども、それで正しいですか。

○児童青少年係長　　まだ大枠のイメージしかないんですけども、小金井市の職員も、事務局職員としてこの制度には携わっていく予定でいます。基本的にはオンブズが、例えば今年は子どものために周知啓発を強化して、来年は大人のために周知啓発を強化しようとか、そういう方針を決めることはあるかなと思いますけど……、方針を決めると言ったらおかしいですね。そういう話をオンブズが出してくれたとして、それを事務局が、じゃ、そのために今年は小学校を全校回りましょうとか、そういう実務的なところは担当していくのかなと思っているんです。その中に講演会とかがあれば、もちろんオンブズパーソンの人が直接お話をする機会もあると思いますし、何かニュースレターみたいなのを作る時にも、その方を抜きに勝手に市が作るとか事務局が作るということにはならないと思いますけども、職務としてその人だけが1人で考えて周知啓発をしていかなきゃいけないというものではなく、オンブズ事務局というか、大きな枠として、その啓発を、自分たちがいるよということを示せるような周知啓発にはなっていくと思いますけども、やっていくのかなというイメージです。伝わりますか。

○水津部会長　　伝わりましたでしょうか。

○鈴木委員　　すいません、何か僕だけ理解が悪くて。オンブズは独立の機関ですよ？

○児童青少年係長　　はい。

○鈴木委員　　今の事務局というのは市役所の話ですか。

○児童青少年係長　　はい。

○鈴木委員　　市役所の職員から構成されている。その関係性がちょっと分からない。包含関係じゃ

ないですよ、独立なので。

○児童青少年係長 はい。

○鈴木委員 そしたらお互いに協力をしてやりますという。だから、事務局がこういうふうにしよ
うと思ったときには協力しなければならないという職務なんですか。責務なんですか。
それともそういう提案をこちらがしなければならない、啓発活動、こういうのを今年
はやろうというのをしなければならないという職務なんですか。誰がどうするのかとい
うのが分からなくて、質問させていただいているということなんですけど。

○児童青少年係長 オンブズと事務局というか、小金井市の職員との関係なんですけど、イメージとして
は、附属機関なので、ここの子どもの権利部会がオンブズパーソンと同じ、事務局な
ので、資料作成だったり、今度やりますよとかの啓発だったりとかは事務局として担当
しています。だけど、部会と事務局が全く別の組織かということ、そうではないと思うん
です。ただ、こっちは市長からの諮問とかを受けて、市長に対して提言をしたりとかい
う機能、権限がある活動ができるじゃないですか。

なので、今回もそうですけど、こちら側からオンブズに対して、例えばもっと周知、
広報を強化せよとかいうことを事務局に言ってもらえれば、事務局はそうしましょ
うと言えますし、事務局からこちらのほうに、こういうふう啓発しようと思うん
ですけど、どうですかと言ったときには、そうねとか、それじゃなくてこっちだろ
うとか御意見をいただける、そういった関係かなと思っています。

なので、一方的にどちらから何々しなければいけない関係ではないものかなと認識
しているんですけど、半田先生、現場はどんな感じですか。

○半田先生 鈴木委員の御指摘というのは、まさに一番重要なところであって、オンブズ
の組織と事務局との関係をどう考えるのかというところは、慎重に議論していく
必要があるかと思っています。基本的にはケース会議みたいなものに関しては、
オンブズや調査相談員を中心にケース会議みたいなものは行われると思
います。それとともに、オンブズパーソン会議みたいなものを開いて、
どのように子どもの権利の広報啓発をしていくのかとか、オンブズ
パーソンのカードを作っていくのかとかいうことに関しては、事務局と
一緒につくっていく必要があるのかなと思っています。

独立性を担保する上においては、事務局もオンブズパーソンの独立を意識しながらサ
ポートしていただくということが重要なわけですが、問題的には、組織的にどう
しても日本の仕組みだと完璧に独立したもので、職員の方も兼務という形
ではなく、独立して

こちらだけを担当することは難しいのかなと組織論的には思っていますが、その辺り、条例上、独立性というものを担保するために事務局が基本的にはオンブズ会議に基づいて、また、ケース会議に基づいて行うものを事務局がサポートしていただくという関係なのかなと思います。

また、広報啓発においてはいろんなパターンがあると思うんですが、1つは、例えばいじめのケースみたいなものがあつたときには、いじめが起こつたクラスとか、学年とか、その学校にいじめを通じて子どもの権利学習とか、何でいじめというものは課題があるのかといういじめ予防授業的なものとかをオンブズが行うやり方があると思います。

また、PTAとか、保護者が、こういう子どもの権利学習みたいなものをぜひうちでやってほしいという要望に応じて、オンブズがそれぞれの学校で行うこともあろうかと思ひますし、人権週間とか、こどもの日とかいったところで小金井市民全体に子どもの権利の広報啓発みたいなものをしていくというやり方もあります。

また、豊田市は全中学校とか小学校も含めて、この年度に関しては中学校に焦点を当てようとか、この年度に関しては小学校に焦点を当てようという形で、オンブズパーソン会議の中で決まつた広報啓発方針に基づき、教育委員会や学校とも話をしながら、それぞれの学校で何かの時間を使わせてもらひ、子どもの権利学習をさせていただくということもあろうかなと思ひます。

ただ、学校の中における子どもの権利学習というものは、もちろん学校の教育課程編成の問題とかにも関わっていく課題なので、教育委員会や校長会とか各学校と丁寧に話を詰めながら、学校における権利学習というものは企画していく必要があろうかなと思ひます。

○水津部会長 ありがとうございます。それで、オンブズと事務局の関係ですとか、行政上の独立性の担保みたいところは、どこか別になるのかな。

○児童青少年係長 第1回目から独立性と連携のあたりとか御意見を皆様からいただいていたところで、連携をし過ぎると独立とは言えないんじゃないかとか、いろいろ御意見をいただく中で、なぜ独立性が必要なのかという部分に立ち戻つたところ、例えば学校寄りの解決をどうしてもしてしまう人に相談をしたら、子どもは幸せになれなかつたりする場合があります。

この子どもオンブズについては、子どもに寄り添つた解決方法を一緒に考えていけるもの、そのために独立性だつたり、第三者性だつたり、公平性だつたりといったものが

求められるというところがありまして、私もこれはすごく悩んだというか、第三者機関と言いながら市の組織ではないかとかいったところは、そもそも論として私も納得できていない部分はあるんですが、日本の制度において市が設置するものは附属機関しか自由度がないんです。自由度がない中で、保健所とかいった国が定めるような権限を持たせたものまではできないけれども、ある程度入り込める独立した機関として判断をして、是正とかいったものを自分の意思として発表できる機関として設置する部分で、まず、独立性という部分を考えており、プラス守秘義務の部分もそうですけれども、自分たちが子どもから聴取した内容を勝手に学校とかに漏らさないとかは、この組織が独立しているから可能な部分で、そこは大事にしていくよというところで、独立性については整理をさせていただいたのがこちらです。

それで、事務局との関係性については、制度設計がまだイメージが固まっていないので、本当に薄らぼんやりというか、ほかの市さんから聞いた話とかをお伝えしますと、やはりどの市も悩んでおります。なぜかという、これはもうオンブズの役割じゃなくて市の役割なんじゃないのみたいなものも、逆にオンブズに振られたりとかいったことで、どこまでオンブズパーソンが関わるものなのかなというのが、完全な事務局も独立した形ではないがために起こっているというのは、各市からお話は聞いております。そこが本当に独立できていないという部分では、小金井市もこれからあるであろう課題ではあるんですが、地方自治体としてできる限り独立性は持たせつつ、限りある財政の中で効率的に子どもの権利を周知啓発して、文化及び社会をつくるためには、甘えというか、その辺りはあるのかなと。

○喜多先生　もともと川西市が最初にオンブズをつくるときに、原案は教育委員会の内部組織だったんですよ。いじめ防止対策推進法なども第三者機関をつくるときには、教育委員会の内部機関という位置付けがあったんだけど、そうすると独立性が担保できないんじゃないかということで、教育委員会の組織ではなくて、地方自治法上の首長の附属機関というのが一番独立性が担保できそうだと。でも、完全ではないわけで、その辺の法制的な不備があるので、それは事務局がどんなにカバーしようとしたって無理なので、法制上の不備なんだから。

ただ、僕は独立性で別の関心を持っていて、これは半田さんなんかどう考えていらっしゃるか。自己発意の調査権は、本当に独立した機関としてオンブズがどこまで行動できるかという問題で、実は川崎市や札幌市で幾つか大きな事件が起きた、死亡事件、い

じめ自死や、あるいは集団リンチ、いろんな事件が起きたときに、僕らはこれこそオンブズが自己発意で調査すべきじゃないかという事案が幾つもあったんだけど、でも、これを調査できない。川崎も、あるいは札幌市もちゃんとしたオンブズ制度を持っていないから、調査権を行使したことがないんですよ。だから、それは川崎市の場合でも、教育委員会が調査をしちゃうとそっちの調査を優先で、オンブズは引いてしまうという。

だから、そのときに独立性というのが、実際、小金井でそんなことがあってはならないけど、何か大きな事件が起きたときにオンブズがちゃんと調査権を行使できるかという、そのときに実は独立性はすごく試されてしまう、そんな感じがしているんですけど、それはどういうふうに仕組みがつくられるのかわからないんだけど、実際に自己発意の調査権を行使できるかできないかというのは、すごく大きい問題かなと思います。これはめったにない、あつてはいけないんだけど、もしあつたときには、きちっと調査権を行使できるかというのは、すごく大きな問題だと思っています。

○水津部会長 何となく見えてきました。恐らく独立性の文章の中でかなり担保されていると思うんです。でも、鈴木さんがおっしゃるように、広報周知活動みたいなのがオンブズの責務なのか、町の責務なのかということところがどうなのかなと、多分そういう感覚の御意見だと思われるのです。

ただ、オンブズの役割として、ただの相談窓口ではなくて、そのことが相談できる場所だよということを周知することはとても必要なことで、子どもに権利があつて、喜多先生がおっしゃるような、エデュケーションハラスメントのようなものとかいうのは、大人に対する、社会に対してかなり周知していかなければ伝わらないもの、そのことをオンブズが中心となってやらなければいけないんだよということが、まず、恐らくここに書かれていると認識していただきたいなと思っているので、そこが分かりにくいと言われれば分かりにくい部分なのかなと思うので、例えば行政と協力してとかいうものがあつたほうが伝わるのであれば、挿入する必要があるのかなとか、この一文だけ読むと、確かにオンブズがすごく頑張つて、町の中でこれを進めていかなくちやいけないんだみたいと思われるという考えも分からなくはないんですけども、半田先生、いかがですか。

○半田先生 小金井市には子どもの権利条例があるわけなので、それに基づいて子どもの権利を広報啓発していくという計画にオンブズが協力して実施していくことも、もちろん考えられるし、オンブズが必要だと判断した、計画の中で広報啓発を実施したいことを教育行

政や一般行政のほうにお願いし、そこからまた実施していくというパターンもあるなど
思います、広報啓発に関しては。

○水津部会長　　ということですが、いかがでしょう。

○鈴木委員　　おっしゃるとおり、そういう意図で、例えばオンブズに関しての認知度が低かった
ときにこういうふうにかかれていたら、オンブズが働いていないからだとなってしまうた
ら問題ですよねというのは確かに思うところで、かといって、最初、僕も行政と協力し
てとか、市と協力してとかいう文言もあつたらいいのかなとも思ったんですけど、そう
限定してしまうと自己の活動として啓発できないからいけないのかなとかいうのもあり、
全体としてどういう基準なのかを聞いたかったというのが本音なんですけれども、すい
ません、どうしたらいいですか。

○小川委員　　だから、そういう意味で事務局が必要になってくるというのがあるんです。例えば先
ほど出ていたPTAの中に会合というときに、ぱっと思いつくと、PTAの思春期講座
というところでオンブズパーソンが行くこととか、それから、ほかにもいろいろあるわ
けなんですけれども、社会教育のほうで作っているパンフレットに関わるとかいうこと
は、事務局を通していかないと連携が図れないことがあると思うし、小金井市のオンブ
ズパーソンができたときに、ふらっと小金井で市長と対面で話をするというのも、オ
ンブズパーソンとして求められて何かをするじゃなくて、こういうことができますとい
うことを発信して、それを具現化していくのが事務局だろうなと思うんです。

ですから、私は広報だと思うんですけれども、広報等に関する活動年間計画、何か
あつたらやりますじゃなくて、具体的に決めて考えていくことが大事だろうなと思っ
ています。先ほどのPTAのことなんかで言えば、何月はどこどこ、前期は小学校、後期
は中学校という形とかいうのも含めて、年間の計画を考えていくことが大事かなと。も
っと細かく言うと、小金井市のお祭り、公園でやるようなときにテントを出すというこ
となんかも、いろいろ具体的に考えていく必要があるだろうなと感じました。

以上です。

○水津部会長　　ありがとうございます。どうしましょう。

○児童青少年係長　御意見ありがとうございます。職務に置くから強くなっちゃうのかなと思い、「子
どもの権利の周知啓発を行い」を取り、③は「子どもの権利を実現する文化及び社会づ
くりを行います」だけが書いてあるというのは、ぼんやりし過ぎますか。

○半田先生　　よろしいでしょうか。職務の①、②、③とあって、①、②については詳しく枠がつく

って説明してあるところなんですけど、③についての説明がないというところがいろいろな疑問に出てくる場所なのかなと。

○児童青少年係長 なるほど。

○半田先生 今までのところに調査・勧告とその他の間ぐらいに③の職務に関してどんなことをやっていくのかなというあたりの方針だけ示しておくのはいいのかなというようにも思います。そうすると相談、救済活動だけではなく、周知啓発というところもやっていくところが見えてくるのかなと思いました。

○水津部会長 なるほど。分かりました。どうでしょう。職務のところだけにあって、その内容の説明がどこにもないからということであれば、例えばどこかの欄に、その他でも何でもいいですけど、広報活動は自治体と一緒にとか、自発的にとかいうことでできるとか、やるとかいうことを一文入れるということで、広報啓発活動及び社会づくりの方針が書ければ、ちょっとわかるかなということなんですけど。

○小川委員 今の意見に私は賛成です。こちらはいろいろ広報啓発を考えていてもうまくできないことというのはたくさんあると思うので、例えばさっきのPTAの話のことで言えば、P連の総会がいつあるのか私たちは分からないわけです。でも、市の方たちとか事務局は把握ができる、教育委員会と連携ができる。ただ、P連の総会るときにオンブズパーソンというのはこういうものなんだ、加えて思春期講座で取り上げてほしいということにつなげていけることができるので、今の御意見に関しては賛成だなと思いました。

○水津部会長 そうですね。広く言えば、それこそ幼稚園や保育園の年長さんとかでも、自分が嫌ということは嫌と言ってもいいんだよということを周知する活動を教育委員会とかいう枠にとらわれずにできることがあるかなと思うので、細かいことは書かないまでも、大きな方針として分かりやすいものが出たらいいのかなと思います。

○児童青少年係長 御意見をいただきましたので、事務局でもみたいと思います。

○水津部会長 はい。

○鈴木委員 今の広報啓発というので気づいたんですけども、相談から解決までの流れに公表が入っていますけれども、これはどっちかという、次の相談を促すための広報啓発活動かなという感じがするし、相談から解決までの流れとは何か違うような気がするんです。だから、公表というのは独立して広報啓発活動の一例なんですよねという感じが僕はするんですけども、それでもう一個枠をつくってしまったらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○児童青少年係長 今、3ページ目の枠囲みの中の勧告などの下の公表について御意見いただきました。

こちらの公表に関しては一番重たい処分という意味で設定しています。調査をしてその段階で改めてもらえれば解決できる。それでも駄目な場合は勧告もできるよ。勧告しても改めてもらえない場合は公表をして、民衆に訴えかけるという意味合いが、この公表に当たっております。

今、鈴木委員がおっしゃっていただいた、いわゆるオンブズが何をしているかの公表というのは、2ページ目一番下のその他の部分の②に活動状況等を報告し、市民に公表しますという形で、ここも同じ公表を使ってしまっているのです、御意見をいただいて、そうだなと思いました。

○喜多先生 これは広報でもいいかもしれない。

○児童青少年係長 広報ですね。では、その他②の「市民に公表します」は「市民に広報します」とかにしますか。

○喜多先生 そのほうがいいかもしれない。

○児童青少年係長 同じ文言が来ると迷っちゃいますよね。

○喜多先生 前段の「公表」は大事な、実質的に是正させる力をオンブズが持つのがこの公表なので、それとは分けてもらわないと、今のような誤解が出てきちゃう可能性が高いと思う。

○児童青少年係長 という意味合いでございます。

○水津部会長 幾つか改善しなければいけない部分がありますので、その点に関してはさらに事務局で修正したものを。ほかの御意見は大丈夫でしょうか。

○児童青少年係長 今日いろいろ御意見をいただいて直すべきところがたくさんありそうな予感がしております。ただ、3月24日まで時間がございませんで、もう一回お集まりいただくのもあれかなと思いますので、事務局と部会長、あと先生方お二方に御助言いただきながら案をつくらせていただいて、本体会議の事前送付より前に皆様に書面でお示しさせていただいて、最終はこれでいいですかの確認をさせていただければなと思っていますんですが、部会長、いかがでしょうか。

○水津部会長 時間がございませんで、よろしければそのように。メール等でまた送らせていただきますので、御確認いただいて、速やかにまた御意見いただければと思います。

あと、本体会議に報告書を出しますので、この部会の報告書の案についてです。本日、資料12と13をつけて報告しようと思っておりますが、私もこの表だけつけられればいいなどは思っておりませんで、何か追加で皆さんの御意見とかをつけて御報告したいなど

思っているんですけど、そこに載せるものの御意見をいただければと思いますが、残りの時間はあまりないですけれども。

○長岡委員 申し訳ありません。意見をいつ言えばいいかが分からなくて、ちょっと戻ってしまつて本当に申し訳ないです。

○児童青少年係長 資料13でよろしいですか。

○長岡委員 はい。そうです。3ページ目の相談から解決までのイメージの表の中の「調整や調べてどんなこと？」というところの一番下の段なんですけど、半田先生が一番最初に、一番小さいところの米印に言っていたいただいたことを考えると、一番下に「相互理解を深め」という言葉があって、そこが私の中で半田先生がおっしゃったこととリンクしないというか、「また、関係の再構築などの必要があると認める時は」は、非常に調査も調整も行ったところで重いケースのときに、「相互理解を深め、解決を目指します」という言葉がどうもずっと引っかかかっていて、先生がおっしゃってくださったような、子どもの気持ちを尊重しながら調整していくことを指しますみたいな、一番下の米印ともう少し近づけるとかいったことが必要じゃないかなと思って、子どもたちを尊重していくというところでは、相互理解という、何となく平らにならされちゃうというイメージがあって、「子どもたちの気持ちを尊重しながら解決を目指します」という文言がいいかなというのが1つと、あと、とても細かいことなんですけど、このイメージ図の中の調査と調整で、その後に米印があるんですけど、これが何となく……、ここでいいんですか。この米印は前に来たりとかせずここでよくて、この米印は調整のことを指しているんじゃないかと、調査・調整の説明文が一番下の小さい文字ということでよろしかったでしょうか。ごめんなさい、すごく細かいです。

○水津部会長 事務局からお願いします。

○児童青少年係長 2点御質問、御意見いただきました。まず、相互理解を深めなんですけど、2ページ目の調整活動のほうでは、相互理解の前に「子どもの最善の利益に基づく相互理解」という形で整理していたものをスペースの関係でそこを取ったために、おっしゃるとおりの誤解を受ける表現となっております。書き方を修正させていただきたいと思っております。

それと、ここの米印についてなんですけど、こちらは調整のみの注記がここの下に書いてあるものという意図でつくらせていただいております。米印の位置に関しては大抵後ろに米印1、米印2がつくのがよく見かける文章かなと思っておりますが、確かにこう見ると調査・調整の米印に見えるので、書き方を検討したいと思っております。ありがとうございます。

ざいます。

○長岡委員　　ごめんなさい、最後に、本当細かいことで、下の米印の「相談だけでは解決できず、申立てによる調査を行う過程等において、当事者間の間で」はよろしかったですか。

○児童青少年係長　大変失礼いたしました。当事者の間で、当事者間で……。

○水津部会長　　「当事者間で」じゃないの？

○児童青少年係長　では、「の間」を取ります。ありがとうございます。

○長岡委員　　鈴木委員も言っていたことは、2ページ目の調整のところにも修正が入るとい
うことでよろしかったでしょうか。関係の再構築などの……。

○児童青少年係長　はい。さようでございます。

○長岡委員　　すいません。ありがとうございます。

○水津部会長　　よろしいでしょうか。

○長岡委員　　はい。

○水津部会長　　ありがとうございました。途中で振ればよかったのに申し訳ありませんでした。

　　そうしますと、報告書を出させていただくですけれども、この部分だけは報告書に
載せてほしいとか、これは伝えてほしいということがありましたら、今いただければと
思うんですけど。

○児童青少年係長　基本的には資料12に今までいただいたここに反映しなければいけないような主な
意見については、今までも掲載させていただいていたかと思います。こちらに第4回、
今回の内容についても追記をさせていただいて、委員からはこういう意見もいただきな
がらつくったよ、課題として残っている部分もあるので、それは引き続き市が考えよう
ねというものとして添付が2つ来るような形でイメージはしていますが、本文にもうこ
れだけ言っておけばいいんじゃないみたいな一言にまとめるほうがいいとか、こんなに
細かく載せなくていいんじゃないとか、ここを言って直してあるけど、ここから消えち
ャっているよねとか、何かあれば教えていただきたいなと思っております。

　　ただ、時間があまりありませんので、1週間程度をめぐり、後日、事務局に教えてい
ただくという形でも構いません。基本的には添付が2種類挟まる形で提出という、形式
については、そういったもので整えていくでよろしいでしょうか。

○水津部会長　　皆様の意見、議論については資料12のほうでということですね。

○児童青少年係長　はい。

○水津部会長　　大丈夫ですか。どうぞ。

- 古源委員 資料12は見た感じが散逸な感じがするんです。項目ごとに形を変えて、多分これは個人の意見がそのまま載っているかと思うんですけれども、項目ごとに課題になっているところを少し絞られたほうが伝わりやすいんじゃないかなと思います。
- 水津部会長 それは私も思っています。これだけ見せられてもなという部分はそう思っていたので、時間もありません。どうしましょう。
- 児童青少年係長 もみます。
- 古源委員 すいません。
- 児童青少年係長 できますとは言いつらいですけど、1週間ぐらいください。
- 水津部会長 せめて項目ごとに要約して出せたほうが分かりやすいと。時系列でば一っと全部入って、詳しいんですけど、果たして読み取れるかなと。
- 児童青少年係長 分かりました。
- 子ども家庭部長 どちらかというと、意見というよりは、まだ積み残されているような課題の整理という仕方でいいですか。
- 水津部会長 そういうことです。
- 子ども家庭部長 こちらに反映されているものは若干抜かせていただいて、ただ、この視点は抜けているかもしれないというのをピックアップさせていただいて、これも引き続き4月以降という形で、整備の仕方の課題管理シートじゃないですけど、そのようなまとめ方でもよろしいですか。
- 古源委員 はい。よろしくをお願いします。
- 水津部会長 ありがとうございます。では、時間がございませんが、そこも含めて御意見をいただければと思っております。
- 少しの時間ですけども、そのほか何かおっしゃりたいこと等があれば、お願いします。
- 半田先生 資料13の4ページの一番下の図なんですけれども、もうちょっと何か工夫が必要かなと思います。事前打合せのときにも議論になったんですが、改めて今見させてもらっていて、確かに今、子どもオンブズパーソンを中心に考えているけど、子どもを中心に考えなければいけないのに子どもオンブズパーソンがど真ん中でいいのかなとか、あと、相談者から小金井市民に流れているところに「『子どもの権利』の認知や理解が広がる」という文言が、何でここなのかなということが、しっくりこない部分もあるので、少しこの辺りも今日の議論を基にもう一度工夫させてもらって、再提案させていただく

という方向で御理解していただいたほうがいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○水津部会長　いかがでしょうか。どうぞ。

○長岡委員　同じように思っていたので、そうしていただけたらありがたいと思いました。

○児童青少年係長　同じようにというのは、子どもを中心とした図ということですか。違和感が多い図という。

○長岡委員　相談者から小金井市民にこんなことを相談したら、僕、解決できたんだよとは伝えな
いと思っていて、この表自体は絶対おかしいと思っていました。

○喜多先生　大事な指摘ですよ。

○水津部会長　子どもの権利を実現する文化及び社会づくりのイメージ図として描いていただいて、
このサイクルとしてはいいと思うんですけど、位置とか波及効果の文言とかが行政チック
かなと思われる部分があるので、半田先生に御相談させていただきながら修正をかけ
られればと思いますけれども、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○半田先生　すいません、事前に相談を受けていたんですけども、ここの部分は詰め切れていな
いままということになってしまいましたが、そのような形で進めていければと思います。

○水津部会長　ありがとうございます。それでは、ほぼ時間になっておりますが、事務局から何か。

○児童青少年係長　1点確認させていただきたいんですけども、今後の部会について提案というか、
御協力いただきたいなと思ってございまして、この子どもの権利部会については、子ど
もオンブズパーソンの設置について検討、審議する目的で設置されておまして、次回
の本体会議で大枠の制度の部分について、一定御報告をできる段まで来させていただき
ました。皆様、御協力ありがとうございました。

今後についてですが、本体会議の前に事務局でいただいた宿題を解消させていただい
て、一度書面で御提示をさせていただきます。その後、本体会議に事前送付、本体会議
開催という形でいきますが、本来であれば、この本体会議への報告で一区切りという予
定でございましたが、事務局のほうで子どもの意見聴取を取り入れて制度設計を考えて
いたところなんです、意見聴取の機会が新型コロナウイルス感染症の関係で現時点ま
で開催ができておらず、来年度、コロナ禍を踏まえた形で実施していきたいと考えてお
ります。

その結果、皆さんに今回まで審議いただいた考え方にも、もしかしたら影響が出てく
るかもしれないところで提案なんですけれども、まだ実質何月に何回という具体的なお
話ができる段ではございませんが、部会の解散を皆様の任期の8月まで延長させていた

だいて、必要に応じて、またお知恵をお借りできればなと思っております。もしお力添えいただけるということであれば、その旨も併せて本体会議に報告していきたいと思いまして、この場をお借りして提案させていただいたところでございます。事務局としては、頭を下げてお願いしたいぐらい皆様を頼りにしております。いかがでしょうか。

○水津部会長　ありがとうございます。24日の本体会議に提出した後に子どもの意見聴取をどこかでさせていただきつつ、その結果を踏まえて再度皆さんとまた議論をしたいと思いますので、その点、御了承いただけますでしょうか。

○児童青少年係長　ありがとうございます。

○水津部会長　では、よろしくお願いいいたします。

○子ども家庭部長　今回、24日に出すのが、1回審議ができなかったというところがあるので、中間報告みたいな形になるかなと思っております。もう一回子どもたちとかに見せる前に、いわゆるこれを見せようというところの素案をまとめたいなという思いで、子どもたちの意見、それと大人の意見というのが結構また出てくるかなと。その考え方をまた整理すると。すいません、そこまでは皆様方に御協力を得たいなという思いになっておりますので、その旨で御理解のほどよろしくお願いたします。

○水津部会長　ありがとうございました。では、よろしくお願いいいたします。

ということで、本日の議事は以上となりますが、よろしいでしょうか。

では、事務局からまた案をいただいたところで御返信をよろしくお願いいいたします。本日はありがとうございました。

— 了 —